

【訂正：育児短時間勤務制度の対象について】（令和5年版 P47）

●誤

\* 育児短時間勤務をすることができない職員

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員
- ③育児休業に伴い採用された任期付職員
- ④当該子について配偶者が育児休業をしている職員
- ⑤子を養育しようとする時間に、その子以外の親が養育することができる職員

●正

\* 育児短時間勤務をすることができない職員

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員
- ③育児休業に伴い採用された任期付職員

●備考

平成22年8月より、配偶者が育児休業等（育児休業、部分休業、育児短時間勤務）をしている場合でも、育児短時間勤務を取得できることとなった

また、育児休業と同様に、配偶者が育児可能な場合の除外規定は設けられていない